

京都大学教育研究振興財団助成事業
成果報告書

平成26年8月20日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団

会長 辻 井 昭 雄 様

所属部局・研究科 大学文書館

職名・学年 助教

氏名 坂口 貴弘

助成の種類	平成26年度・若手研究者在外研究支援・国際研究集会発表助成		
研究集会名	第6回アーカイブズ学教育研究学会		
発表題目	Adapting and adjusting Western recordkeeping systems: a case of the Ministry of Foreign Affairs of Japan		
開催場所	アメリカ合衆国・ペンシルベニア州・ピッツバーグ・ピッツバーグ大学		
渡航期間	平成26年 7月11日 ~ 平成26年 7月21日		
成果の概要	タイトルは「成果の概要／報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()		
会計報告	交付を受けた助成金額	250,000円	
	使用した助成金額	250,000円	
	返納すべき助成金額	0円	
	助成金の使途内訳	学会参加登録料	42,031円
		(宿泊料、支払手数料等含む)	
		航空運賃	160,450円
(伊丹ーピッツバーグ)			
	日当	47,519円	
当財団の助成について	(今回の助成に対する感想、今後の助成に望むこと等お書き下さい。助成事業の参考にさせていただきます。)		

成果の概要／坂口貴弘

近年、年金記録問題、沖縄返還「密約」問題、閣議等の議事録未作成問題などを契機として、政府記録をはじめとするアーカイブズの管理・公開のあり方が問い直されるようになり、2011年には「公文書等の管理に関する法律」が施行されている。報告者はかねてより、この分野では先進的とされる米国の記録管理システムとその背景、及びその近現代日本における受容過程につき、国際比較の観点も交えつつ実証的分析を進めてきた。

今回参加したアーカイブズ学教育研究学会（Archival Education and Research Institute (AERI)）は、古代の歴史資料から今日の電子メディアに至るさまざまな記録・情報資源の管理・保存・活用のあり方を探る学問であるアーカイブズ学について、研究の振興及び国際的研究者コミュニティの強化を図るべく、2009年より毎年開催されている。AERIは本分野における事実上唯一の国際学会として機能しており、デジタル情報の長期保存やウィキリークス等による機密文書の漏洩といった今日的課題の分析から基礎的研究に至るまで、多様なテーマをめぐる学術的・実践的議論の場となっている。

第6回目の開催となった今回のAERIには、13か国から100名強の研究者及び大学院生が参加した。5日間の会期中、全体会、分科会、ポスター発表、ワークショップ、記念講演、見学会などのプログラムが用意されており、さまざまな機会を通じて各国のアーカイブズ学研究者らと議論を深め、意見を交換することができた。

今回のAERIにおいて、報告者は2日目午後の分科会「Archival Memory」に登壇し、大要、以下の内容の口頭発表を行った。

本発表では、近現代日本がいかに西洋の記録管理のシステム・方法論を導入したかを検討した。日本は、文化、法制度、行政、技術において、古代は中国から、近代は欧州から、そして第二次世界大戦後は米国から、それぞれ多大な影響を受けてきた。しかし、これら外来のシステムと方法論は、日本の伝統と事情に適合するように次第に調整され、改変されていった。記録管理システムもその例外ではない。

1860年代における明治維新の後、日本政府は西洋の行政システムを急速に導入し始める。その一つに、欧州の集中型文書管理システムがあった。各省には、その省の記録を集中保管すべく記録局が置かれている。内務省は地方政府に対し、その行政文書の目録を毎年提出するよう指令が出された。しかし、この指令は実効性あるものとはならず、1880年代以降は、公文書は各省及び各地方官庁においてそれぞれの方法で保管されるようになった。

1920年代に入り、米国のファイリング・システムが、新たな科学的事務管理法の一環として紹介され、大会社や政府機関の一部はこれを導入しようとした。外務省は職員を米国の国務省に派遣し、その集中型ファイリング・システムと文書の十進分類法を調査させている。1927年、同省は国務省と同様のシステムを導入し、文書課が省内の記録全てを集中的に整理・保管することとされた。しかし、文書出納の遅延と省内の不満のため、このシステムはすぐに廃止され、従前のシステムが復活する。そして、分散型のファイリング・システムも一定程度許容

されている。

第二次世界大戦後、米国のファイリング・システムは再び占領下日本に紹介されたが、日本人の紹介者たちは、厳密な集中管理方式を好まず、現実的な解決策として、分散型システムを推奨している。彼らは、当時米国で勃興しつつあったレコード・マネジメントの考え方と「分散保管・集中管理方式」の概念をも参照していた。

分散型ファイリング・システムは一定の支持を得て、1960年代以降における日本の高度経済成長を支えた。しかしそこでは、専門的でない従業員が、本務の傍ら事務所の文書をファイルするのが通例となった。記録管理の中核的要素である専門的なレコード・マネジャーとレコード・センターはほとんど配置されなかった。各事務所は、組織全体の統一された分類体系ではなく、自らが役立つと考える分類体系を開発・利用するようになる。

日本人は一般に、自らの文書のファイリングと管理を外部の専門家に委ねることを好まない。従って、記録管理の品質は通常の従業員の能力と理解に著しく依存することになる。2011年、公文書管理法が施行され、そのモデルの一つとなった米国の記録管理システムは再び注目を浴びている。しかし、このシステムを成功裏に運用し、普及させるには、記録管理のコンテキストと条件、そして日本の組織文化との関係を分析する必要があるだろう。

日本からは初の参加となった今回の AERI では、研究成果の発表とともに、各国におけるアーカイブズ・記録管理システムの展開・導入について研究者との議論及び比較分析を行うことができた。今後、その成果を、一両年中に刊行を予定している研究書の内容に反映させていきたい。